

第 21 回政策評価審議会 議事要旨

1 日 時 令和 3 年 1 月 25 日（月）15 時 30 分から 17 時 00 分

2 開催方法

Web 会議により開催

3 出席者

（委員）

岡素之会長、森田朗会長代理、岩崎尚子委員、牛尾陽子委員、薄井充裕委員、田淵雪子委員、前葉泰幸委員、白石小百合臨時委員、田辺国昭臨時委員

（総務省）

長屋総務審議官、白岩行政評価局長、米澤大臣官房審議官、佐々木大臣官房審議官、砂山総務課長、原嶋企画課長、辻政策評価課長・評価監視官、花井評価監視官、野竹評価監視官、中井評価監視官、岡本評価監視官、安仲評価監視官、黒田評価監視官

4 議 題

- 1 政策評価審議会の提言素案について
- 2 令和 3 年度以降の行政評価局調査テーマについて
- 3 政策評価審議会議事運営規則の改正について

5 資 料

- 資料 1 政策評価審議会 提言素案
資料 2 令和 3 年度以降の行政評価局調査テーマについて
資料 3 政策評価審議会議事運営規則 改正案

6 会議経過

（1）事務局から、「政策評価審議会の提言素案」について、資料 1 に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

- ・ しなやかな評価について、行政評価の目的が政策や施策の改善に役立つことだと考えるなら、各府省の担当者の主体的な改善を促すことで行政をより良くすることが大切である。行政評価局の仕事としては、勧告以外の方法も視野に入れ、より柔軟でしなやかな評価の在り方を目指してほしい。また、調査結果の扱いの多様化については、本省だけでなく管区局も含めて評価局全体として改善に向けた柔軟で役に立つ評価に取り組んでいただきたいとの意見があった。

- ・ 今後の審議会の運営について、状況に応じて審議会自体としても現場ヒアリング等を行って、行政評価の在るべき姿の実現に向けてさらに積極的にコミットしていくことが重要であるとの意見があった。
- ・ 行政の評価の在るべき姿について、提示する順番を「①役に立つ評価、②しなやかな評価、③納得できる評価」とした方が良い。①役に立つ評価をするためには②しなやかな評価が必要であって、それを補完するために③納得できる評価をするのではないかという意見があった。
- ・ 以上に関連して、順番を「①役に立つ評価、②しなやかな評価、③納得できる評価」とする案も検討する価値はある。原案とするのか、順番を変更するのか、引き続き検討してほしいという意見があった。

(2) 事務局から、「令和3年度以降の行政評価局調査テーマ」について、資料2に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

- ・ 調査全般について、コロナが影響を与えているテーマについては、コロナ前の状況を調査するのではなく、コロナ後の現状を踏まえた調査をしてほしいとの意見があった。
- ・ 自衛隊の災害派遣について、これまで自衛隊が取り組んできたプッシュ型の支援が機能しなかった例や、逆にベストプラクティスであった例について整理をすることも調査の方向性として考え得るのではないか。そのように取りまとめた情報を発信していくことが国民の安全安心にもつながるのではないかとこの意見があった。
- ・ 社会情勢の変化への補助金等における対応について、調査の対象や手段を整理して調査を設計する必要がある。手続の簡素化、情報の公平性など、様々な観点から見るができるテーマであるが、優先順位を付け、緊急性の高い事項から調査すべきである。また、調査にはスピード感を持って対応してほしいが、目の前の対応に窮している機関には余計な負荷がかからないよう十分な配慮が必要との意見があった。
- ・ 令和4年度以降に調査の実施を検討している防災気象情報について、レベル1からレベル5の警戒レベルを明記して情報提供されるよう改善されているので、その効果を図るということで、令和4年度以降の調査の実施が妥当であるとの意見があった。
- ・ 政府職員に対する情報セキュリティ教育について、重要なテーマであり、国及び自治体職員の情報セキュリティに係るリテラシー向上に向けて、どのようなロードマップによりリテラシー向上を図るべきなのか、具体的な教育手法も含めて明らかにし、迅速なセキュリティ改善に結びつけられるよう内閣官房IT総合戦略室やNISCと協力しながら調査してほしいとの意見があった。また、経年的な評価実施により、中期的な政策策定に資するといった単年度の評価実施に拘らない柔軟な政策評価の在り方を期待したいとの意見があった。

- ・ 一人暮らしの高齢者に対する見守り活動について、事業者によるICTを活用した見守りサービスに対するニーズも高まっているが、独居高齢者にとって、価格面や利便性といった点で実際に利用可能なものとなっているか、ユーザー視点に基づく政策評価を実施してほしいとの意見があった。本意見に対し、事務局から、ICTを活用した見守りサービスは、経費をはじめ様々な問題があるが、現時点では実証実験の段階にあることを踏まえて、厚生労働省も紹介しているスマートフォンのアプリを活用した新たな取組等、見守り活動に活用可能な事例の把握に努めていきたいとの説明があった。
- ・ ほかのテーマについても、ポストコロナの社会の大きな変化に向けて、最新のテクノロジーやそれに対する人々のニーズを踏まえた政策評価を実施してほしいとの意見があった。本意見に対し、事務局から、まずは政府内におけるIT人材育成という観点から、今回、「政府職員に対する情報セキュリティ教育」をテーマとしているが、今後はほかのテーマにおいても、ICTの活用による行政サービスの利便性向上といった、「行政のデジタル化」の視点が重要であり、継続的にICTに関する調査を行いたいとの説明があった。
- ・ 現在、社会福祉の分野では、「問題解決のための支援」よりも「社会につながり続けるための支援」という方向に関心が移行しており、今回、「不登校、ひきこもりの子供・若者支援」「一人暮らし高齢者の見守り」及び「生活困窮者自立支援対策」といったテーマを取り上げることは、新しい分野を対象としていることを認識してほしいとの意見があった。また、この3テーマについては、国や自治体だけでなく、NPOなど地域における様々な主体が関わっていることから、調査設計に際しては、従来の行政を中心とした調査では捉えきれない面があることに留意してほしいとの意見があった。本意見に対し、事務局から、社会につながるという観点から、どのような調査が可能か検討するとともに、NPOが地域の主体として関わることについて、提言において中期的な調査主題としている「行政ボランティア」という側面からも考えたいとの説明があった。

(3) 事務局から、書面による審議を行うことを明記することを内容とした「政策評価審議会議事運営規則の改正」について、資料3に沿って説明が行われ、案のとおり改正することが了承された。

以上

(文責：総務省行政評価局)